

宜野湾市学習用タブレット端末を家庭で利用する際のルール

R 3. 9. 10版

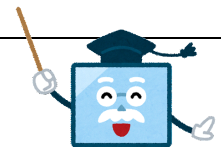
宜野湾市立大謝名小学校
保護者 様

宜野湾市立大謝名小学校
校長 玉村 かおり

児童が臨時休業等で登校できない場合にも学習機会を確保し、学級とのつながりを維持するため、自宅でも学習できるよう学習用タブレット端末等を貸与します。

ついては、使用に当たり次のルールを各家庭でお守りいただきますようお願いいたします。

遵守事項 お子さんと項目をよく確認してください

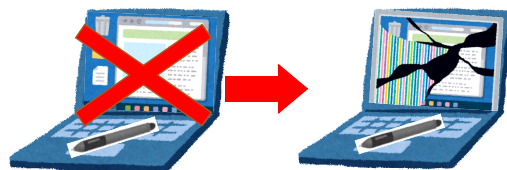


- 1 学習用タブレット端末を他者に使用させ、又は転貸してはいけません。
- 2 学習用タブレット端末を売却、廃棄又は故意に破損してはいけません。
- 3 学習用タブレット端末のセキュリティに係る情報を人に漏らしてはいけません。
< IDやパスワードを他人に教えたり、自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、写真など）はインターネット上には絶対にのせたりしないこと >
- 4 学習用タブレット端末を学習目的以外に使用してはいけません。
- 5 学習用タブレット端末の使用期限が来たら、速やかに返却します。
- 6 学習用タブレット端末を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。
- 7 故意又は重大な過失により学習用タブレット端末を紛失、盗難及び破損させた場合は、その弁償及び修理に係る費用を負担します。
- 8 学校が定める規定等を守って学習用タブレット端末を使用します。

<こんな場面にも注意> 家庭でも必要な約束をつくったりして、適切に使いましょう



飲み物をこぼさない



キーボードに物を置いたまま、タブレットを閉じない（画面が破損します）



長時間あるいは夜遅くまでタブレットを使わない

設定は変えない



※使用中に、遵守事項が守れなかったり、タブレットの破損等があれば学校に連絡してください